主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人伊藤博夫の上告趣意第一点は違憲をいうが、記録を調べても所論調書が任 意性を欠くものと認むべき証跡は存在しないから、所論は前提を欠き、同第二点は 量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録 を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年六月三〇日

最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江	入	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
郎	Ξ	松	岩	裁判官